平成２３年（フ）第１１８０号
神戸市長田区寺池町２丁目８番10号、住民票上の住所神戸市西区玉津町今津95番地の７
債務者　北川　知子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７５号
神戸市北区星和台２丁目87番地の17
債務者　原　勢一朗
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７６号
神戸市北区星和台２丁目87番地の17
債務者　原　　徳美
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０７号
神戸市兵庫区水木通１丁目１番４―307号、従前の住所兵庫県芦屋市伊勢町７番25―101号
債務者　永井ルリ子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６７号
神戸市灘区楠丘町３丁目１番915号
債務者　川添　市郎
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６８号
神戸市灘区楠丘町３丁目１番915号
債務者　川添　秀子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３７４号
神戸市中央区生田町３丁目３番25号　生田マンション206
債務者　波多野やよい
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８３号
神戸市東灘区本山南町５丁目３番１―802号、住民票上の住所神戸市東灘区甲南町２丁目４番12―711号
債務者　柳井　眞人
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８４号
神戸市東灘区甲南町２丁目４番12―711号
債務者　柳井さゆり
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１４号
北海道苫小牧市元中野町３丁目１番12号　ハイツたかだ103
債務者　遠嶋　竹美
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２６６９号
愛知県津島市今市場町３丁目47番地１　済生館マンション203号
債務者　浅井美枝子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９３号
鹿児島県鹿屋市寿３丁目１番９号　中野マンション201号、前住所鹿児島県鹿屋市西原４丁目６番28号　川越アパート203号
債務者　郷原　琴美（旧姓真戸原）
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
青森県弘前市大字宮園４丁目20番地１　県営住宅７－４－４号
債務者　清藤　輝道
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２２５号
青森県弘前市大字宮園５丁目14番地34
債務者　丸山由香理
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２３０号
青森県弘前市大字緑ケ丘３丁目４番地７
債務者　小田桐珠美
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第２８５号
佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田1796番地、住民票上の住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町箱川2098番地３
債務者　大坪　由典
1　決定年月日時　平成23年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字一本柳40番地１
債務者　三浦　淑乃
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで　青森地方裁判所弘前支部